

算定期間 令和7年1月1日から令和7年12月31日

男女の賃金差異  
(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

設立	1977年
業種	介護保険事業 老人福祉事業 児童福祉事業 公益事業
事業内容	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・ 介護老人保健施設 ・保育所 ・通所事業 ・訪問事業 ・診療所 ・サービス付高齢者住宅 ・地域包括支援センター

職員数		計	男性	女性
	正規雇用職員数	405	119	286
	パート 有期職員数	292	63	229
	合計	697	182	515

男女の 賃金差異	全職員者	76.6%
	正規雇用職員数	84.1%
	パート 有期職員数	89.0%

説明	○正規職員の賃金が女性を上回っている要因の一つとして男性の職員の勤続年数が長い事、基本給が高い生活相談員、介護支援専門員に男性に多い事。 また常勤の医師2名が給与総額を押し上げている。
	○非常勤職員の内給与額が高い医師7名が男性であり給与総額を押し上げている。
	○契約・有期職員は介護職・看護職がほとんどのため賃金格差が少ない。